

国産大豆の安定取引に向けた 取組の報告

潮田 遼

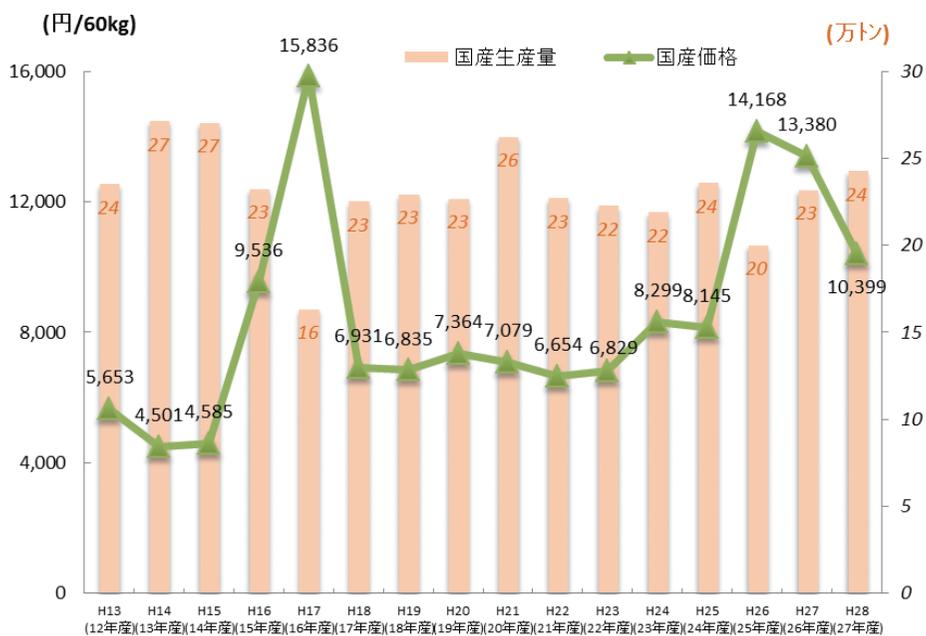
国産大豆の取引は、昭和36年の輸入自由化以降、収穫後の入札取引により需給に応じた価格形成を図り、市場原理に基づいて販売することを基本としてきました。しかしながら、国産大豆は、需要面では国産品と輸入品との短期的な代替性が低い一方、供給面では作柄変動等により生産量が不安定になりやすく、例えば不作であった25年産においては、24年産と比べて価格が1.7倍に高騰するなど、これまで大幅な価格変動を繰り返してきました。

こうした中、近年、消費者の国産志向の高まり等により、量販店で販売される一般大豆商品への国産大豆の使用が増加しており、実需者からこれまで以上に安定的・計画的な国産大豆の調達が求められるようになってきています。また、産地においても、担い手への農地集積が進む中で、他の作物と合理的な輪作体系を作ることができる大豆の位置づけが経営の中で高まるなど、実需者・産地双方の状況変化により、より安定的な取引方法を構築する必要性が高まっ

てきています。

このような状況を踏まえ、国産大豆の産地、流通、実需の取引関係者等で構成される「国産大豆の安定取引に関する懇談会」が昨年11月から3回にわたり開催され、国産大豆の安定取引のあり方について議論が行われました。本懇談会の中で、産地からは、「価格は高いに越したことはないが、それよりもずっと買ってもらえることを優先したい」、「安定生産のためには価格安定が重要」、「播種前と収穫後の両方の取引を組み合わせるのが安定価格に繋がる」等の意見が、また、実需者からは、「豊凶に関係なく価格が決められる部分があると良い」、「現物取引だけで価格安定は難しい」、「収穫後の現物取引については、従来通り行うべき」等の意見がありました。

これらの意見を踏まえ、懇談会として、播種前取引を新たに導入すること等の国産大豆の安定取引に向けた方向性が農林水産省及び関係団体への提言としてとりまとめられました。具体的な運用方法等は今後、大豆入札取引委員会で検討される予定（4月現在）ですが、次項では、懇談会で提言された国産大豆の安定取引に向けた方向性



注1. 国産価格は、(公財)日本特産農産物協会における入札結果で各年産の平均価格(税抜)。(H28は、第1回～4回の入札結果(平成27年11月～平成28年2月)の数値)

国産大豆の生産量と価格の推移

について見ていきます。

1. 播種前取引の新たな導入

産地サイドでは作付前に経営計画を立てて安定的な経営を行うこと、実需サイドではあらかじめ商品の生産計画を立てられるようにすることが求められているため、播種前に価格を決めることができる取引方法の新たな導入が求められました。一方、実需者からは引き続き収穫後の現物取引を望む声が多く存在すること、産地としても、収穫後の需給動向を見ながら販売を行うとともに、翌年産の生産につなげていく必要があることから、収穫後に価格を決める取引方法も必要とされました。このような意見を踏まえ、播種前に価格を決める取引方

法と収穫後に価格を決める取引方法を併用していくことが適当であるとされました。

2. 安定取引のための取引の運用

① 播種前に価格を決める取引の割合

播種前に価格を決める取引の割合は、各産地の判断を基本としつつ、作柄変動のリスクや流通・実需サイドからの当該取引に対する要望を踏まえ、まずは、産地品種銘柄毎に3割程度を目安として運用することを目指し、導入後に、取引の状況を見て適切にその割合を見直していくこととされました。

② 播種前入札取引の割合

現在の収穫後入札取引においては、透明性のある価格形成を図るため、集荷・販売

計画の販売予定数量の原則として1/3以上を上場することとされています。新たに播種前に価格を決める取引方法を導入するに当たっても、透明性のある価格形成を図る場として、入札取引を導入することが必要とされました。播種前入札取引においても、現行の入札と同じように、播種前に価格を決める取引数量全体のうち1/3以上の上場を義務として運用することとされました。

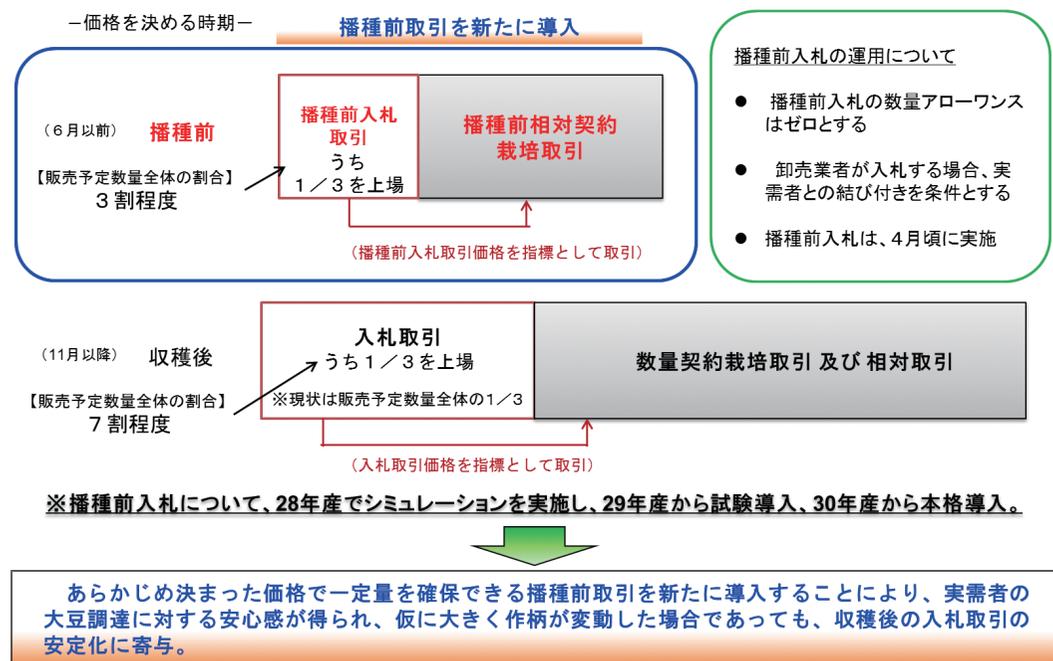
③播種前入札取引の実施時期

播種前入札取引の実施時期については、前年産の収穫後の入札価格動向が一定程度明らかになる時期、播種前相対契約の申し込み時期、実需者の商品の生産計画の検討時期及び当年産の大豆作付意向面積をある

程度の確度で決められる時期を考慮して、4月頃に実施することとされました。

④具体的な実施方法検討に当たっての留意点

播種前入札の実施に当たっては、取引の確実な履行を担保するため、入札者は実需者から要望のあった落札価格で確実に実需者と取引することを担保する仕組みとしてもらいたいと、懇談会で意見の一致がありました。また、取引数量が限られる中で公正な取引を進め、需給に応じた価格形成が図られるよう仕組みを検討すべきとの意見もありました。このような意見も踏まえ、播種前入札取引に関する具体的な実施方法について、大豆入札取引委員会で今後検討されていくこととされました。



国産大豆の安定取引に関する懇談会でとりまとめられた新たな仕組み（イメージ）

⑤国産大豆の需要に応じた生産の推進

国産大豆の需要に応じた生産を図るため、生産者団体等は、生産者に対して取引の結果を説明し、生産現場に市場動向を的確に伝達することが必要とされました。また、実需者も積極的に産地情報を取得するとともに、実需者と産地が情報交換を行う際に、生産者に対する需要量・品質に関する情報の発信を行うなど、交流を図っていくことでニーズに即した大豆生産を推進することが必要とされました。

3.播種前取引の導入スケジュール

播種前入札取引については、新たに導入する取引方法であるため、本格的な実施に先立ってシミュレーション及び試験的な導入が行われる予定です。運用ルールの具体的な検討のため、28年産大豆を参考に、現物取引を伴わないシミュレーションによる検証を行い、29年には、試験的に播種前入札取引が導入されます。それらの結果

を踏まえ、30年から、本格的に実施していくこととされています。

おわりに

平成27年3月に策定された食料・農業・農村基本計画において、優れた生産装置である水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の生産拡大を推進すると決定されました。大豆については、平成25年度に20万トンだった生産量を平成37年度には32万トンとする生産努力目標が設定されました。この目標を達成するため、地域条件に適応する生育特性や加工適性、多収性を備えた新品種の開発と導入に取り組むとともに、ほ場条件を踏まえた排水対策や地力維持に資する輪作体系等の栽培技術の開発と導入を推進していきます。これらの取組により、農林水産省としても、実需者のニーズに対応した生産・供給の一層の推進を図ってまいります。